# 認可外保育施設集団指導
（居宅訪問型保育事業　個人事業主）

## 指導監督基準解説編

港区子ども家庭支援部
子ども政策課　子ども施設指導係

# 目　次

１　立入調査・集団指導について

２　認可外保育施設指導監督基準の説明

# １　立入調査・集団指導について

◆立入調査とは
・児童福祉法第59条に基づく、指導監督の一環
・児童の保育にふさわしい内容や環境を確保しているか
　を確認するためのものです。

◆居宅訪問型保育事業者(個人事業主)に対しての立入調査とは
・児童福祉法に基づき、立入調査に代えて、講習等の方法により
　年１回集団指導を実施します。
・「効果測定」への回答及び提出書類の確認等により、
　認可外保育施設指導監督基準への適合を確認します。

# 立入調査（集団指導及び効果測定）の流れ

①【区】 設置届・運営状況報告書等により事業者の状況把握

▼

②【区】 立入調査対象事業者を選定、実施通知を送付

▼

③【区】 立入調査の実施

（立入調査に代えて集団指導及び効果測定による審査）

▼

④【区】 結果通知

（必要に応じて面接、指導等）

▼

⑤【設置者】 改善報告書の提出（**原則30日以内**）

▼

⑥【区】 改善状況報告書の確認・再指導等

# 立入調査　【随時対応の場合】

次のような場合、随時立入調査を実施します。

- **死亡事故等の重大事故が発生**した場合
- **児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれ**が認められる場合（こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や**重大事故が発生する可能性が高い**と判断した場合等を含む。）
- 利用者等から**苦情や相談**が寄せられている場合等で**児童の処遇上の観点から施設に問題**があると認められる場合等

➡ **立入調査実施**

# 立入調査の流れ【随時対応の場合】

① 【区】　立入調査（集団指導及び効果測定による書類審査）の実施
② 【区】　立入調査　結果通知
③ 【設置者】 改善状況報告書の提出
④ 【区】　改善状況報告書の確認
▼　改善されない場合
▼
⑤ 【区】 **改善勧告**
▼
⑥ 【区】　改善状況報告書の確認
▼　勧告に従わない場合
⑦ 【区】　公表
▼　弁明の機会の付与　港区児童福祉審議会へ意見聴取

⑧ **業務停止命令又は施設閉鎖命令**

- 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- 著しく利用児童の安全性に問題がある等

直接⑤へ

# ２　認可外保育施設指導監督基準の説明

# 港区認可外保育施設指導監督基準

## 港区ホームページ

＞子育て・教育＞保育園・幼稚園＞保育園＞認可外保育施設

＞認可外保育施設等の各種届出・報告・確認申請について（設置者用）

６　立入調査・指導監督基準について

（２）指導監督の基準

◆港区認可外保育施設に対する指導監督等要綱

◆別表第１　認可外保育施設指導監督基準

◆別表第２　評価基準（共通）

◆別表第２－５評価基準（居宅訪問型保育事業（個人事業主））

◆港区認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目

法令改正により適宜改正あり

# 【指導基準１　保育に従事する者及び資格】

## ◆保育に従事する者の数

指導基準１－（１）

原則、１人に対して乳幼児１人

※保育している乳幼児が兄弟姉妹とともに利用している場合で、保護者が契約において同意しているときは例外とする。
※保護者の同意は書面やメール等で記録を残す。

## ◆保育に従事する者の資格

指導基準１－（２）

有資格者とは・・・保育士又は看護師

※都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を終了した者を含む。

①居宅訪問型保育基礎研修
②子育て支援員研修（地域保育コース）
③（公社）全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
　認定ベビーシッター資格取得に関する科目の履修　など

# 【指導基準３　非常災害に対する措置】

## ◆ 防災上の必要な措置について　　指導基準３、４

地震、火災等の**災害発生時における対処方法等**について
検討及び実施をしているか。

例えば、

**〇避難経路や消火用具等の場所の確認**

**〇事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をする**

などの、非常災害発生時を想定した配慮をする。

# 【指導基準５　保育内容】

◆ **保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。** 指導基準５－（１）

（以下の事項について理解し、配慮した保育をしているか。）

- 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項
- 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項
- 子どもの遊び等に関する事項など
- 保育の実施に関して留意すべき事項

# 【指導基準５　保育内容】

## ◆ 保育に従事する者の人間性と専門性の向上　指導基準５－（２）

- 保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関り、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）の理解→保育に従事する者に関する研修の受講

- 保育従事者の質の向上のため、**定期的に研修を受講**してください。

（例）公益財団法人東京都福祉保健財団が主催する認可外保育施設職員テーマ別研修など

※港区からは、区主催研修の通知をメールにてお知らせいたします。

# 【指導基準５　保育内容】

## ◆乳幼児の人権に対する十分な配慮

指導基準５－（２）

- 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮しているか。

あそびの一環、しつけと称するか否かを問わず、
乳幼児に身体的・心理的苦痛を与えてはいけません。

# 乳幼児の人権に配慮した保育

## 保育者による虐待・不適切な保育の例①

### ■ 身体的な虐待・乱暴なかかわり

- しつけと称して、叩く、突き飛ばす、小突くなどの暴力を振るう。
- 食事の際、無理やり口にご飯を入れる。
- 寝かしつけるときにパンパンと音がするほど強く叩く。
- バウンサー・ベビーラックを激しく揺らす。
- 腕や衣服などを掴んで引っ張る。

# 乳幼児の人権に配慮した保育

## 保育者による虐待・不適切な保育の例②

■ 心理的な虐待・人格を尊重しないかかわり

- 呼び捨てや強い言葉、傷つけるような言葉を投げかける。
- 命令口調や物事を強要するような言葉を投げかける。
- 罰や条件を持ち出して、脅すような言葉を投げかける。
- 大きな声や音を出し、委縮させる。

# 乳幼児の人権に配慮した保育

## 保育者による虐待・不適切な保育の例③

■ 性的な虐待

- 裸にして、写真を撮る。
- 着替えや排せつ介助の際に、性器に触れるなど、わいせつ行為。
- 愛情表現やスキンシップと称して、必要以上に体を触る。

■ ネグレクト

- 汚れたオムツを替えずにそのままにする。
- ベビーベッドやサークルに入れたまま放置する。
- 構って欲しい乳幼児に対して無視や拒絶をする。

# 【指導基準５　保育内容】

## ◆児童相談所との専門的機関との連携

指導基準５－（２）

- 利用乳幼児について、虐待不適切な養育が疑われる場合に児童相談所に通告しているか。
- 心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても専門機関に対し適切な連絡に努めること。

## ◆保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施

指導基準５－（３）

- 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。

# 【指導基準６　給食】

## ◆衛生管理の状況

指導基準６－（１）

- 食事の提供や調乳を行う場合には、食器、哺乳瓶等の衛生面等必要な注意を払っているか。

## ◆食事内容等の状況

指導基準６－（２）

- ミルクを与えた場合にゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について、食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。

- アレルギー疾患等を有する子どもの保育については、保護者と連携し医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行っているか。

# 【指導基準７　健康管理・安全確保】

## ◆ 乳幼児の健康状態の観察

指導基準７－（１）

① 預かりの際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。

➢ 視点としては、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等

② 引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。

# 【指導基準７　健康管理・安全確保】

## ◆ 職員の健康診断　　指導基準７－（２）

①健康診断を１年に１回受けているか。

②検便を実施しているか。

- 食事の提供（調理）や調乳を行う場合は、検便を実施してください。
- 検査結果を適切に保管してください。

# 【指導基準７　健康管理・安全確保】

## ◆ 乳幼児突然死症候群に対する注意

指導基準７－（４）

①睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。

- 0歳児は５分、１～２歳児は１０分ごとに睡眠チェックし記録する。
- 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- 乳幼児のそばを離れない。

②乳児を寝かせるときは仰向けに寝かせているか。

※医学上の理由からうつぶせ寝を行う場合は、利用開始時に保護者に確認するなど乳幼児に対する注意に努めること。

③保育中は、禁煙を厳守しているか。

# 【指導基準７　健康管理・安全確保】

## ◆ 安全確保　指導基準７－（５）

**①安全計画を策定しているか。**

- 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画を策定してください。

**②安全計画に従い児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。**

- 保育開始前には、室内外の安全点検を行い、児童の安全確保に努めてください。

**③保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。**

# 【指導基準７　健康管理・安全確保】

≪　取組みの内容例　≫

〇保育を実施する前の、玩具や遊具の点検・室内外の安全点検
〇避難経路の確認
〇急な事故や災害時に、保護者と連絡が取れるよう、緊急連絡先を確認
〇救命講習を定期的に受講すること
〇研修受講計画の作成（保育の専門性向上のため）
〇事故防止に関するマニュアル作成
〇児童の移動のために自動車を利用する場合、乗降車の際の児童の所在確認

# 【指導基準７　健康管理・安全確保】

◆ **事故発生時に適切な救命処置ができるよう定期的に実技講習を受講しているか。**

- 定期的に心肺蘇生法等の実技講習を受講してください。
  受講証や研修修了証により確認します。

◆ **賠償責任保険等に加入するなど、事故に備えているか。**

- 賠償すべき事故が発生した場合に、損害補償を速やかにできるように備えてください。

# 【指導基準７　健康管理・安全確保】

**◆ケガ等の事故状況について、記録を残しているか。**

- 事故の状況や処置について記録を残してください。

**◆重大事故が発生した場合、速やかに報告をしているか。**

- 死亡事故や治癒に３０日以上かかるケガ等が発生した場合は所定の様式で港区へ報告が必要です。

# 【指導基準８　利用者への情報提供】

## ◆ 利用者へのサービスに関する内容の提示　指導基準８－（１）

➢　利用者に対し、サービス内容に関する提示が必要な項目を書面等により提示してください。

| 提示が必要な14項目 | |
|---|---|
| ・設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 | ・説置者の研修の受講状況 |
| ・事業所の名称及び所在地 | ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 |
| ・事業を開始した年月日 | ・提携している医療機関の名称、所在地、提携内容<br>※提携している場合 |
| ・保育提供可能時間 | ・緊急時における対応方法 |
| ・サービスの内容、利用料、変更があった場合の内容及び理由 | ・非常災害対策 |
| ・利用定員 | ・虐待防止のための措置に関する事項 |
| ・設置者の資格の保有状況 | ・設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 |

# 【指導基準８　利用者への情報提供】

## ◆ 利用者へのサービスに関する内容の提示　指導基準８－（１）

➢ 利用する保護者に対し、提示内容を「ここdeサーチ」に掲載する必要があります。

「ここdeサーチ」への入力は港区で行っています。

内容が変更した場合は、区への報告も忘れずに行ってください。

## ◆ 公表の内容

| 項目 | 公表の内容 | 項目 | 公表の内容 |
|---|---|---|---|
| 施設･事業所名 | 登録している事業所など | 指導監督等実績 | 前年度の監査実績や過去の業務停止命令等の有無 |
| 設置者(法人格) | 個人 | サービス内容 | 営業時間など |
| 施設所在地 | 東京都港区 | 緊急時の対応 | 保険内容や非常災害対策など |

# 【指導基準８　利用者への情報提供】

## ◆ サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付及び説明

指導基準８－（２）

- 利用者に対し、契約内容として書面等による交付が必要な項目を書面等により交付してください。
- サービス利用予定者から申し込みがあった場合、契約内容等の説明を行ってください。

| 提示が必要な８項目 | |
|---|---|
| ・設置者の氏名又は名称及び住所又は名称及び所在地 | ・当該利用者に対し提供するサービスの内容 |
| ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 | ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 |
| ・事業所の名称及び所在地 | ・提携している医療機関の名称、所在地、提携内容<br>※提携している場合 |
| ・事業所の管理者の氏名及び住所 | ・利用者からの苦情を受け付ける連絡先 |